

文京区安全・安心まちづくり条例

平成十六年十二月十三日

条例第三十三号

改正 平成二〇年九月二九日条例第四五号

「文の京」文京区は、都心に位置し、多くの教育機関や神社仏閣等古くからの名所・史跡に恵まれた緑豊かな地域である。

一方、都市においては、犯罪に対する不安が高まっており、身近な犯罪も後を絶たない。このことは、わがまち文京区においても例外ではない。したがって、私たちには、不断の努力により、安全で安心して暮らすことができる地域環境を築いていくことが求められている。このことは、全ての区民の共通の願いである。

また、私たちには、日頃から、災害及び事故に対する危機意識を持ち、不測の事態に備える努力が必要である。

私たちは、協働・協治の考えの下、安全で安心して暮らすことができる地域社会を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、区の区域内（以下「区内」という。）における犯罪、災害及び事故の防止に関し、区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等の責務を明らかにし、安全・安心まちづくり（犯罪、災害及び事故を防止し、心地よい地域環境の整備を推進する活動をいう。以下同じ。）を推進し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 何人も、安全・安心まちづくりにおけるそれぞれの役割を認識し、責任を果たさなければならない。

- 2 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、互いに連携・協力して、安全・安心まちづくりに努めなければならない。
- 3 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、犯罪、災害及び事故に備えるよう努めなければならない。
- 4 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、安全・安心まちづくりに当たって、自由及び権利を尊重しなければならない。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 二 地域活動団体 町会、防犯協会及びNPO（非営利活動団体）、ボランティア団体その他の地域で活動する団体をいう。
- 三 事業者等 区内で事業活動を行うものをいう。
- 四 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の行政機関及び区内の国道又は都道を管理する事務所をいう。

五 災害 地震、洪水、豪雨、暴風、落雷その他異常な自然現象、火事又は爆発により生ずる被害をいう。

六 非常時 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときをいう。

(区の責務)

第四条 区は、区民の生活の安全を確保し、安心して暮らすことができるための施策を推進するよう努めなければならない。

2 区は、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等と連携・協力し、区内の安全の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の責務)

第五条 関係行政機関は、区、区民、地域活動団体及び事業者等と連携・協力し、区内の安全の確保に努めるものとする。

(区民の責務)

第六条 区民は、区、関係行政機関、地域活動団体及び事業者等と連携・協力し、安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(地域活動団体の責務)

第七条 地域活動団体は、区、関係行政機関、区民及び事業者等と連携・協力し、安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(事業者等の責務)

第八条 事業者等は、その社会的責任を自覚し、区、関係行政機関、区民及び地域活動団体と連携・協力し、安全・安心まちづくりに努めるものとする。

(防犯、防災及びバリアフリーへの配慮)

第九条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、安全・安心まちづくりに当たって、防犯、防災に努め、バリアフリーに配慮しなければならない。

(障害者等への配慮)

第十条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、連携・協力して、幼児、児童、生徒、青少年、高齢者、障害者等が安全で安心して暮らすことができるよう努めなければならない。

(防犯機器の設置)

第十一条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、防犯に係る機器等を設置するときは、自由及び権利を尊重しなければならない。

(非常時の備え)

第十二条 区、関係行政機関、区民、地域活動団体及び事業者等は、非常時に直ちに対応できるよう努めなければならない。

(環境の美化及び浄化)

第十三条 何人も、環境の美化及び浄化に努めなければならない。

(啓発及び情報提供)

第十四条 区及び関係行政機関は、安全・安心まちづくりに関する啓発及び情報提供を行うものとする。

(人材育成)

第十五条 区は、安全・安心まちづくりを行う者を育成し、又はその活動を支援するものとする。

(表彰)

第十六条 区長は、安全・安心まちづくりに関し、顕著な功績があると認めた者を表彰することができる。

(推進地区の指定)

第十七条 区長は、安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）を指定することができる。

(指導・勧告)

第十八条 区長は、推進地区において、前条に規定する特定の施策の実施を著しく害したと認めた者に対し、即時に又は期限を定めて、その行為の是正を指導し、又は勧告することができる。

(協議会)

第十九条 区長は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

3 協議会は、次の事項を審議する。

- 一 安全・安心まちづくりに係る施策の実施に関すること。
- 二 推進地区の指定に関すること。
- 三 その他安全・安心まちづくりに関すること。

(委任)

第二十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年九月二九日条例第四五号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の文京区安全・安心まちづくり条例（平成十六年十二月文京区条例第三十三号）第十八条第二項の規定により指定されている推進地区は、この条例第九条第一項の規定により重点地域として指定されたものとみなす。

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則

平成十七年三月三十一日

規則第四十五号

改正 平成二十一年三月十日規則第八号

改正 平成二十三年一月二十八日規則第三号

改正 平成二十九年八月二十四日規則第三十九号

改正 令和三年三月三十一日規則第二三号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区安全・安心まちづくり条例（平成十六年十二月文京区条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(推進地区)

第三条 推進地区は、次に掲げる地区とする。

- 一 通学路の安全対策を推進する地区
- 二 自転車の安全運転を推進する地区
- 三 防犯対策を推進する地区
- 四 前三号のほか、区長が特に必要があると認めた地区

(推進地区の指定の申請)

第四条 推進地区の指定は、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書（別記様式第一号）を区長に提出して申請することができる。

2 前項に規定する申請は、地域活動団体によって行うものとする。

3 第一項に規定する申請は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 申請しようとする者が申請に係る地区において、自主的かつ積極的に安全・安心まちづくりを行っていること。
- 二 申請に係る地区の区民、他の地域活動団体、事業者等の賛同を得ていること。

(推進地区の指定に係る協議会の審査)

第五条 区長は、推進地区の指定の申請があったときは、協議会に意見を求めるほか、当該地区の区民等に意見を求めるものとする。

(推進地区の指定)

第六条 区長は、前条に規定する協議会の意見及び当該地区の区民等の意見を総合的に考慮して、推進地区を指定する。

2 区長は、推進地区を指定したときは、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定通知書（別記様式第二号）により推進地区の指定を申請した者（以下「申請者」という。）に通知する。

3 区長は、推進地区を指定したときは、当該指定の内容を文京区役所前掲示場への掲

示等によって公表する。

- 4 区長は、特に必要があると認めたときは、第四条の申請によらず推進地区を指定することができる。この場合においては、前条を準用する。

(推進地区の変更)

第七条 申請者は、推進地区の変更を求めるときは、文京区安全・安心まちづくり推進地区変更申請書（別記様式第三号）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、推進地区を変更したときは、文京区安全・安心まちづくり推進地区変更通知書（別記様式第三号の二）により申請者に通知する。

- 3 第四条第三項、第五条並びに前条第一項、第三項及び第四項の規定は、推進地区の変更について準用する。

(推進地区の指定期間)

第八条 推進地区の指定の期間（以下「指定期間」という。）は、三年間とする。

- 2 指定期間は、更新することができる。

(推進地区の指定期間の更新)

第八条の二 申請者は、前条第二項の規定による指定期間の更新を求めるときは、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定期間更新申請書（別記様式第三号の三）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申請があり、次の各号のいずれにも該当しない場合には、指定期間の更新を認めるものとする。

- 一 申請者が第四条第三項第一号に規定する安全・安心まちづくりを行っていないとき。

- 二 前号のほか、区長が更新を不適當であると認めたとき。

- 3 区長は、指定期間の更新を行ったときは、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定期間更新通知書（別記様式第三号の四）により申請者に通知する。

- 4 第六条第三項及び第四項の規定は、指定期間の更新について準用する。

(推進地区の指定の取消し)

第九条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進地区の指定を取り消すことができる。

- 一 申請者が文京区安全・安心まちづくり推進地区指定取消申請書（別記様式第四号）により指定の取消しを申請したとき。

- 二 申請者が第四条第三項第一号に規定する安全・安心まちづくりを行っていないとき。

- 三 前二号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。

- 2 区長は、推進地区の指定を取り消したときは、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定取消通知書（別記様式第四号の二）により申請者に通知する。

- 3 第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、推進地区の指定の取消しについて準用する。

(指導・勧告)

第十条 条例第十八条の指導は、口頭又は指導書（別記様式第五号）によって行う。

2 条例第十八条の勧告は、勧告書（別記様式第六号）によって行う。

3 区長は、前二項の指導又は勧告を行おうとするときは、複数の職員によって事実の確認をしなければならない。

（協議会の構成）

第十一条 協議会は、次に掲げる委員三十五人以内をもって構成する。

一 学識経験者

二 関係行政機関の職員

三 地域活動団体の代表者

四 公募による区民

五 文京区職員

六 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

（委員の任期）

第十二条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第十三条 協議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験者の中から、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（召集）

第十四条 協議会は、会長が招集する。

（委員以外の者の出席等）

第十五条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴取し、又は委員以外の者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第十六条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

（委任）

第十七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二十一年三月十日規則第八号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則（平成二十三年一月二十八日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二十九年八月二十四日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二十三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。